

2019 年 10 月 1 日

お客様各位

宝印刷株式会社

「電子公告調査サービス」代理店規約

(代理店である弊社を通じ「電子公告調査サービス」を申込まれるお客様へ)

お客様が弊社を代理人としてグローリー(株)が提供する「電子公告調査サービス」(以下「調査サービス」という。)をご利用いただく場合、以下の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 利用約款の確認

調査サービスを利用するに当たり、グローリー(株)の「電子公告調査サービス利用規約」(以下「利用規約」という。)をご承諾いただきます。

2. 利用申込み

- 1) 利用規約第 9 条記載の「本サービス利用手続き」は、弊社 Web よりお手続きいただきます。
- 2) 調査サービスをご利用になるには、先ず「企業情報仮登録」に必要事項を入力していただき、登記簿謄本を添付して申込みを行います。グローリー(株)が当該仮登録の内容と登記簿謄本を確認後、登録完了となり「ユーザーID」及び「パスワード」をグローリー(株)からお客様へメールで送信いたします。
- 3) 「公告調査申込」は、前記 2)の手続きで発行された「ユーザーID」及び「パスワード」にて申込み画面よりログインしていただき、必要事項をご入力ください。
- 4) 前項の申込みを確認後、グローリー(株)から申込みを承った旨をメールでお客様へご連絡いたします。
- 5) 利用申込みの変更等がある場合にも、同様に Web より申込みいただきます。

3. 調査申込み後のご連絡

電子公告調査申込み後、調査サービスに関するご連絡は、ご利用申込みの変更(中止の場合を含む)の場合を含め、直接お客様とグローリー(株)との間で行っていただきます。

4. ご利用料金とそのお支払い

利用規約第 16 条の調査料金は、同条の規定にかかわらず、下記の通りとなります。

利 用 期 間	料 金
6 ヶ月未満	88,000 円（税別）
6 ヶ月以上	上記の金額に加え 1 カ月毎に 19,000 円（税別）を加算させていただきます。

○ オプション料金

オプション	料 金
調査結果通知書を「紙」または「CD-R」での納品を希望される場合	5,000 円（税別）

また、同 15 条の利用料金のお支払につきましては、公告調査の申込み期間の満了をもって調査が終了し、グローリー(株)から電子公告調査結果通知書がお客様に送付された後、弊社から請求書を郵送いたします。ただし、弊社規定により前払いでの対応をお願いする場合がございます。

お客様は請求書受領後、弊社が指定する期日までに弊社指定の口座に入金いただきます。

なお、お支払いに必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とさせていただきます。

5. お問い合わせ

調査サービスのシステムに関するお問い合わせはグローリー(株)GCAN センター（受付時間 平日 9：00～17：00 電話 0120-745-677）までお問い合わせください。

以上